

令和4年3月10日

裾野市長 村田 悠 様

裾野市上下水道事業審議会

会長 齋 藤 利 晃



答 申 書

令和3年11月17日付け裾市経第64号により諮問があったこのことについては、慎重に審議した結果、下記のとおり附帯意見を添えて答申する。

記

1 裾野市水道事業、裾野市公共下水道事業及び裾野市簡易水道事業の経営状況の確認について

令和元年度に策定した裾野市水道事業経営戦略、裾野市公共下水道事業経営戦略及び令和2年度に策定した裾野市簡易水道事業経営戦略について、各事業の投資財政計画と令和2年度の決算を比較・精査したところ、施工した工事が少なかったことや入札による差金等の発生により、建設改良費に差額が見られるものの、各事業ともに大きな数値の乖離もなく計画通り進捗が図られていることを確認した。

附帯意見

- (1) 裾野市水道事業においては、収支の均衡を図り、堅実な経営をしていることを確認できたが、人口減少や節水機器の普及に伴う有収水量及び給水収益の減少、水道管等施設の老朽化による更新、技術職員の不足等、水道事業を取り巻く情勢は厳しさを増すばかりである。引き続き、安定した事業経営を維持しつつ、強靱な水道基盤を整備できるよう体制を整えていくことを要望する。
- (2) 裾野市公共下水道事業は令和3年1月に、下水道事業を供用開始して以来初めて使用料の改定を実施したため、令和3年度以降は使用料収入の増額により維持管理費については使用料収入で賄える見込みとなり、経営状況の改善が期待できる状況となった。しかしながら、使用料の改定により収支の改善は図られるが、減価償却

費や企業債の支払利息など、施設等の整備に係る費用を使用料で賄えない状況は今後も続くため、使用料の定期的な検証を行い、必要に応じて更なる使用料の改定を行うこと。また、水洗化率の上昇を図り、使用料収入の安定的な確保に努めるよう要望する。

- (3) 裾野市簡易水道事業は令和2年度から地方公営企業法を適用し、よりの確な経営状況の把握が可能となった。経営状況を見ると、一般会計からの繰入金があれば運営が成り立たず、今後においても収入の増額の見込みはなく、使用している施設も耐用年数を超過したものがほとんどを占めるため、今後も厳しい経営状況が継続することが想定される。また、裾野市簡易水道事業の喫緊の課題の一つである有収率については、低い数値が継続している状況である。厳しい経営状況ではあるが、限られた財源の中で管路の更新を着実にを行い、有収率の上昇に努めるよう要望する。